2025年度

日衛協会員の皆様へ

「衛生検査所賠償責任保険」

（臨床検査業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険）

ご案内

いま3つのことが、
衛生検査所に
求められています。
それは、高い「精度」、
信頼される「検査」。
そして、もしもの場合の
確かな「補償」です。

「経済的損失への補償」
をオプションとして
追加できます！

2021年10月法改正により拡大した業務に起因する事故も補償対象となります！

「衛生検査所賠償責任保険」は、衛生検査所の業務遂行上のリスクに備えたもので、
衛生検査所を運営する法人にご加入いただく保険です。
このパンフレットでご案内する日衛協の「衛生検査所賠償責任保険」は、
衛生検査所にとって適切な補償内容となっており、
当会の会員様だけにご加入いただける補償制度です。

一般社団法人 日本衛生検査所協会
Japan Registered Clinical Laboratories Association

様々なリスクに対応する補償内容

「衛生検査所賠償責任保険」は、衛生検査所の業務上の様々なリスクに対応できる補償内容になっており、
受託先の医療機関の皆さまにも安心していただける保険です。
衛生検査所の「もしもの場合」の備えとして、本保険へのご加入をご検討ください。

想定されるケース

被害者から直接衛生検査所に損害賠償請求されるケース以外に、病院が負担した賠償について民法上の「求償権の行使」をもとに責任応分の負担を求められるケースや、病院が加入している保険で支払いをした場合に、その引受保険会社から求償されるケースがあります。

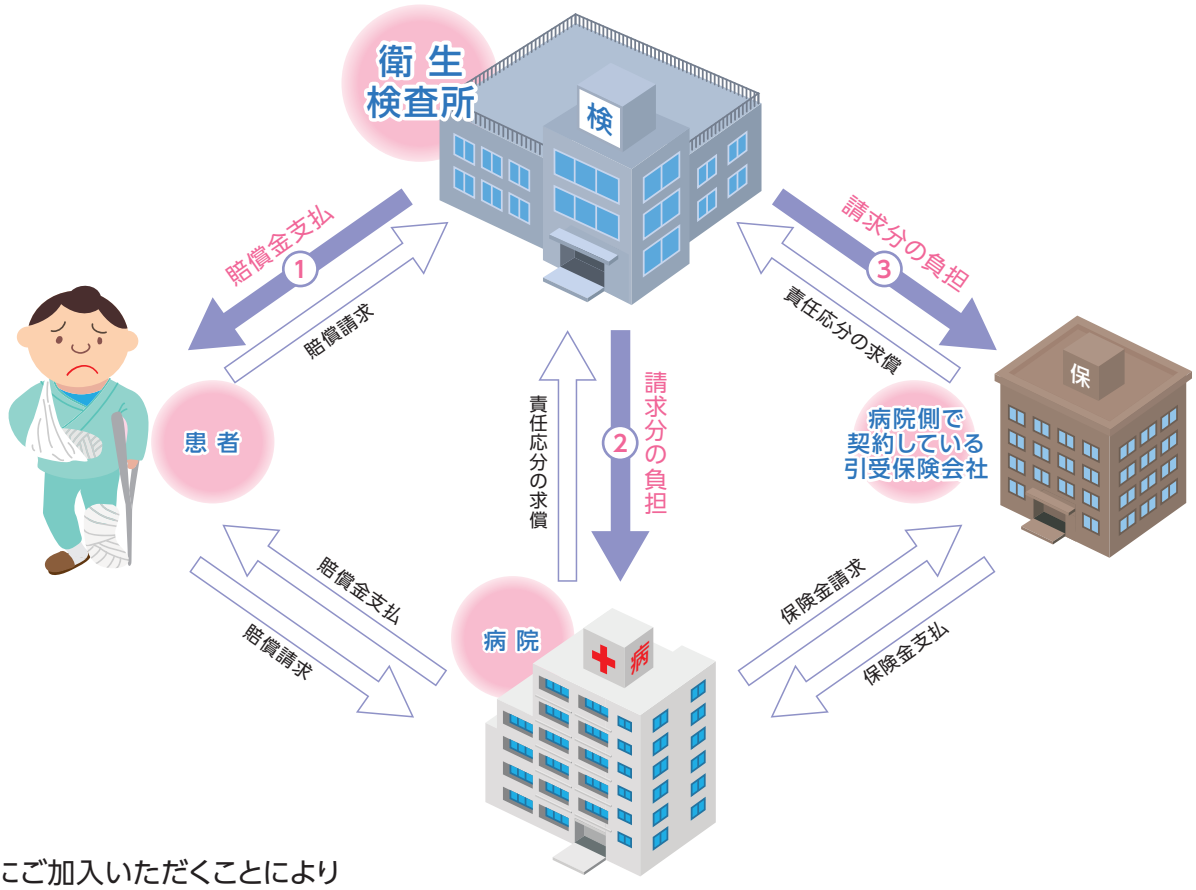

本保険にご加入いただくことにより
次の3つのケース（上図➡部分）を補償します。

1. 被害者から、単独で、或いは病院と併せて損害賠償請求をされた場合
2. 病院から求償（応分の責任負担の請求）された場合
3. 病院側が加入の保険で保険金の支払いを受けた場合で、その引受保険会社から求償された場合

いずれのケースでも、被保険者に対して保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被る損害が対象となります。（保険契約締結時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し請求がなされるおそれがあることを知っていた（過失により知らなかった場合を含む）場合は、補償の対象とはなりません。）

注意点

・本保険は衛生検査所の法人責任を補償するものであり、臨床検査技師などの使用人個人の賠償責任を補償するものではありません。従って、被害者もしくは病院が臨床検査技師などの使用人個人に対して賠償請求した場合、その責任を負担することはできません。
・なお、「衛生検査所が事故を起こした場合、全ての責任を衛生検査所が負う」とするような約定により加重された責任については、保険金をお支払いいたしません。

プラスα
こんな保険も
ご用意しております。

勤務医師賠償責任保険	衛生検査所に勤務する医師や顧問の医師が、医師個人の賠償責任を求められた場合の備え。
診療所賠償責任保険	系列の診療所などが行った検診事業で、賠償責任を求められた場合の備え。

基本補償

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による、日本国内における臨床検査業務*1の遂行に起因して、他人（その業務の対象となる者をいいます。）の身体の障害（障害に起因する死亡を含みます。）または財物の損壊が発生したことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、臨床検査技師個人が訴えられた場合の責任は補償いたしません。*2

*1 臨床検査技師等に関する法律に規定する臨床検査技師としての業務およびこれに付随する業務であって、日本国内において遂行されるものをいいます。
*2 臨床検査技師個人の賠償責任を担保する保険につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

対人事故

例えば・・・

判定ミス

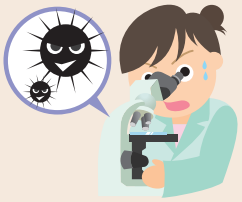

病理検査判定結果報告の誤りで賠償金を支払った受託先の診療所から求償を受けた。

誤報告

検査装置の誤操作により試薬の1つが分注されず誤報告となった。結果、適切な投薬ができなかったと損害賠償を求められた。

その他の業務

来客に誤ってコーヒーをかけてしまい、火傷を負わせてしまった。

対人事故が発生した場合、損害賠償金、弁護士費用などを補償

対物事故

例えば・・・

検体破損

検体の運搬中に検体を破損した。

検体の再取得費用を補償

集荷先の財物破損

検体の集荷中、病院検査室のパソコンを誤って落下させ壊してしまった。

パソコンの修理費用を補償

その他の業務

検査センターに来社していた方の車に、台車をぶつけてしまった。

車の修理費用を補償

お支払いする保険金について

保険期間中に日本国内において、被保険者に対し損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。

❶ 法律上の損害賠償金

法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。

❷ 争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、法定の争訟費用（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）

■ ❶❷の合計額については、ご契約いただいた支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

❸ 協力費用

引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
※詳細については、保険約款をご確認ください。

■ 原則としてその全額がお支払いの対象となります。（支払限度額は適用されません。）

※ただし、【法律上の損害賠償金および争訟費用】に対し引受保険会社がお支払いした保険金の合計額がご契約いただいた保険期間中の支払限度額に達した後については、【協力費用】も含めて保険金のお支払いができなくなりますので、あらかじめご了承ください。

オプション

オプション❶ 経済的損失への補償 ―経済損害補償特約条項―

対人・対物事故が発生しない不測かつ突発的な事由が発生し、被検者や医療機関または検査業務の依頼者に対して発生した経済的な損害について、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

例えば・・・

検体取り違え

検体取り違えによって発生した再検査のための交通費や被保険者以外の検査施設に再依頼した際の検査費用が必要となった。

再検査等の
経済的損失を補償

誤判定

検査結果の誤判定により、患者さんは予定していた旅行をキャンセルすることとなった。

キャンセルによって発生した
経済的損失を補償

判定ミスにより、身体障害が伴わない治療（カウンセリング等）が発生した。

本来負担する必要の
なかった治療費等の
経済的損失を補償

オプション❷ 施設賠償責任補償 ―施設危険担保特約条項―

基本補償ではお支払いの対象とならない、被保険者が業務遂行のために所有・使用・管理する施設に起因して保険期間中に発生した他人の身体の障害・財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

既に「施設賠償責任保険」をご契約の場合は、補償内容が一部重複することがありますのでご注意ください。

例えば・・・

施設の外壁が崩れ落ち、
納品業者にケガをさせた。

業務遂行のために
所有・使用・管理する施設に起因して発生した
他人の身体の障害・財物の損壊に関する
賠償責任を補償

オプション❸ 情報漏えい事故への補償 ―情報漏えい危険担保特約条項―

基本補償ではお支払いの対象とならない、個人情報・法人情報の漏えいまたはそのおそれについて、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。なお、本特約条項には、「サイバー攻撃危険不担保特約条項」は適用されません。

既に「個人情報漏えい保険」をご契約の場合は、補償内容が一部重複することがありますのでご注意ください。

例えば・・・

患者さんの個人情報が記録・保管されていたサーバーに社外の者が不正アクセスし、個人情報を盗み出された。

個人情報・法人情報の漏えいまたはそのおそれによって、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します

支払限度額は、基本補償支払限度額の外枠となります。また個人情報・法人情報(*)の漏えいまたはそのおそれに起因する損害の共有の限度額となります。
(*)法人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害については、ご加入者が設定した支払限度額または1億円のいずれか低い額が上限額となります。

オプション❹ 訴訟対応費用への補償 ―訴訟対応費用担保特約条項―

この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる訴訟対応費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。

例えば・・・

検査ミスで患者さんから訴訟を受けたので、応訴のために、弁護士に依頼して意見書を作成してもらった。

応訴のために必要となる再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用等を補償

オプション❺ 初期対応費用への補償 ―初期対応費用担保特約条項―

この保険の対象となりうる他人の身体の障害、他人の財物の損壊または他人の自由・名誉またはプライバシーの侵害が発生した際に、事故対応のために必要となる事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、身体の障害を被った被害者への見舞費用等の社会通念上妥当と認められる初期対応費用を被保険者が支出したことによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。

例えば・・・

被害者宅へお見舞いの品を持って、タクシーでお詫びに行った。

お詫びに行った際のタクシー代を含む交通費や見舞品購入費用等を補償

〈初期対応費用の内容〉

① 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
② 事故現場の取り片付け費用
③ 被保険者の役員または業務の補助者を事故現場に派遣するための交通費・宿泊費等の費用
④ 通信費
⑤ 事故が他人の身体の障害である場合において、被害者に対する見舞金もしくは香典または見舞品購入費用。ただし、1事故において被害者1名につき10万円を限度とします。
⑥ 書面による引受保険会社の事前の同意を得て支出された新聞等へのお詫び広告の掲載費用
⑦ その他①から⑥までに準ずる費用。ただし、他人の身体の障害以外の事故について被保険者が支払った見舞金または見舞品購入費用を含みません。

補償プラン

基本補償、オプション共に年間売上高と支払限度額の設定により保険料が決まります。
お見積りは取扱代理店までご用命ください。

基本補償（賠償責任保険部分）

下表A～Cの中からお選びください。

プラン名	支払限度額*1
Aプラン	1請求 1億円 保険期間中 3億円（免責金額なし）
Bプラン	1請求 5千万円 保険期間中 1億5千万円（免責金額なし）
Cプラン	1請求 3千万円 保険期間中 9千万円（免責金額なし）

オプション

オプション名	支払限度額
オプション① 【経済的損失への補償】	1請求 100万円 保険期間中 基本補償（賠償責任保険部分）と共有
オプション② 【施設賠償責任補償】	1事故 1,000万円～3億円の間で設定してください。
オプション③ 【情報漏えい事故への補償】	1請求・保険期間中 1,000万円～3億円の間で設定してください。
オプション④ 【訴訟対応費用への補償】	1事故 1,000万円
オプション⑤ 【初期対応費用への補償】	1事故 300万円または500万円からお選びください。

＊1 管理下財物の損壊については**1請求100万円・保険期間中1,000万円（免責金額なし）**となります。

保険料例

最低保険料について

この保険には、最低保険料8万円が設定されています。基本補償+オプションの算出保険料の合計額が8万円未満の場合、最低保険料8万円が適用保険料となりますので、予めご承知置きください。

例.1 年間売上高15億円のA社

補償項目	支払限度額設定（免責金額なし）	保険料
基本補償（Bプラン）	1請求 5千万円 保険期間中 1億5千万円	194,780円
オプション① 【経済的損失への補償】	1請求 100万円 保険期間中 1億5千万円	
オプション② 【施設賠償責任補償】	1事故 3千万円	33,560円
オプション③ 【情報漏えい事故への補償】	付帯しない	0円
オプション④ 【訴訟対応費用への補償】	1事故 1千万円	7,390円
オプション⑤ 【初期対応費用への補償】	1事故 300万円	14,780円
	適用保険料＝合計保険料	**250,510円**

例.2 年間売上高1.2億円のB社

補償項目	支払限度額設定（免責金額なし）	保険料
基本補償（Aプラン）	1請求 1億円 保険期間中 3億円	18,360円
オプション① 【経済的損失への補償】	1請求 100万円 保険期間中 3億円	
オプション② 【施設賠償責任補償】	1事故 1億円	3,680円
オプション③ 【情報漏えい事故への補償】	1請求・保険期間中 1億円	40,750円
オプション④ 【訴訟対応費用への補償】	1事故 1千万円	720円
オプション⑤ 【初期対応費用への補償】	1事故 500万円	8,000円
	合計保険料	**71,510円**
	適用保険料＝最低保険料	**80,000円**

保険料の算定にあたって

上記の保険料は一例ですので、お見積りは取扱代理店までご用命ください。

保険期間とご加入手続き

保険期間	年間加入：2025年2月1日午後4時～2026年2月1日午後4時 中途加入：加入申込月の翌月1日午前0時～2026年2月1日午後4時	※保険期間終了前に更新のご案内をいたします。
加入締切日	年間加入：2025年1月15日 中途加入：毎月、加入前月の15日	※15日が休業日の場合は、翌営業日
払込期日	年間加入：2025年2月20日 中途加入：加入月の20日	※20日が休業日の場合は、翌営業日

「衛生検査所賠償責任保険」ご加入までの流れ

ご加入資格：一般社団法人日本衛生検査所協会の会員である法人

※一般社団法人日本衛生検査所協会の会員でなくなった場合には、
保険の脱退について必ず取扱代理店にお申し出ください。

お支払いの対象とならない主な場合（基本補償）

※ここでは主な場合のみを記載しております。詳細は、保険約款をご確認ください。

この保険では、次の事由または賠償責任による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 保険証券記載の遡及日より前に行われた行為
- この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた請求の中で申し立てられていた事由または行為と同一の、または関連する事由または行為
- 次に掲げるものの所有、使用または管理
  ア. 自動車、原動機付自転車または航空機
  イ. 船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます）
- 美容を唯一の目的とする臨床検査業務
- 所定の免許を有しない者または臨床検査技師等に関する法律の規定により臨床検査技師の名称の使用の停止を命じられている者が行った臨床検査業務
- 次の事由に起因する賠償責任
  ア. 被保険者の業務の補助者が被保険者の臨床検査業務に従事中に被った身体の障害
  イ. 被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産に起因する他人の身体の障害または財物の損壊（管理下財物の損壊を除きます。）*1
- 日本国外の裁判所に提起された損害賠償請求訴訟
- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- 被保険者の業務の補助者が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する賠償責任
- 被保険者またはその業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます。）またはその行為が法令に反することもしくは他人に損害を与えるべきことを認識しながら行った（認識していたと合理的に判断できる場合や不作為も含みます。）行為に起因する賠償責任
- 特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する賠償責任
- 名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任*2
- 他人との特別の約定によって加重された賠償責任
- 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- 保険期間開始前に発生した原因または事由により被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険契約締結時に知っていた場合（過失により知らなかった場合を含みます。）は、その原因または事由によって生じた賠償責任
- 石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます。）の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- 核燃料物質、核原料物質、これらの汚染物質等の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する損害
- 汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出もしくは放出または廃棄物の不法投棄もしくは不適正な処理に起因する損害および汚染浄化費用
- サイバー攻撃*3

等

*1 オプション①「施設危険担保特約条項」をセットすることにより、一部を補償対象とすることが可能です。
*2 「秘密の漏えい」については、オプション②「情報漏えい危険担保特約条項」をセットすることにより、一部を補償対象とすることが可能です。
*3 「情報漏えい危険担保特約条項」をセットすることにより、一部を補償対象とすることが可能です。

〈重大事由による解除について〉

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

注意事項

■ご加入の際のご注意

①告知義務：加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
＊代理店には、告知受領権があります。

②ご加入者と被保険者が異なる場合：ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

③保険会社破綻時の取扱い：引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（＊））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80％（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100％）まで補償されます。
（※）保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

④他の保険契約等がある場合：この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

⑤補償の重複に関するご注意：補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

■ご加入後のご注意

①通知義務：ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

②加入内容確認書：加入内容確認書が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し、保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入内容確認書が届かない場合は、引受保険会社にご照会ください。加入内容確認書が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいますようお願いします。

■もし事故が起きたときは

①もし事故が起きたときは：被保険者に対して請求がなされたときは、遅滞なく、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容ならびに他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。被保険者が請求を受けるおそれがある原因または事由が発生したことを知った時は、遅滞なく、請求のおそれがある原因または事由の具体的状況について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

②示談交渉サービスは行いません：この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。
なお、引受保険会社の承認を得ないでお客様側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

③保険金請求の際のご注意：（先取特権）責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することが出来ます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の（1）から（3）までの場合に限られますので、ご了解ください。
（1）被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
（2）被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
（3）被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

④脱退と脱退返れい金：ご加入の脱退（ご加入者の意思により、保険契約の効力を保険期間中に将来に向かって消滅させること。）については、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
返還される保険料があっても、払い込まれた保険料の合計額より少ない金額となります。
既にお支払いいただいた保険料と引受保険会社より返還する保険料の差額が最低保険料に満たない場合には、既にお支払いいただいた保険料から最低保険料を差し引いた金額を返還します。ご加入内容や脱退の条件によっては、保険料を返還しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

●代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、引受保険会社の代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●この保険は、一般社団法人日本衛生検査所協会を契約者とし、各会員企業を被保険者とする「臨床検査業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険」の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人日本衛生検査所協会が有します。

●このパンフレットは、「臨床検査業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険」及びこれらに付帯する特約条項の概要をご紹介したものです。「臨床検査業務特約条項等付帯専門的業務賠償責任保険」に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましてはご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等の内容の確認を希望される場合には、団体までご請求ください。また保険金の支払条件・ご加入手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
なお、パンフレットにはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読の上、加入内容確認書とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

お問い合わせ先

取扱代理店：（株）メディクプランニングオフィス
〒104-0033 東京都中央区新川2-22-2 新川佐野ビル3F
携帯・PHS OK 0120-771727 ［9：00～17：00（土・日・祝日を除く）］
E-mail kensajo@medic-office.co.jp

引受保険会社：東京海上日動火災保険（株）
（担当部署）医療・福祉法人部
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町9階
TEL：03-3515-4143　9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

URL https://www.sonpo.or.jp/

ナビダイヤル 0570-022808 通話料有料
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
［受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）］

24T-000901（2024年8月作成）